

武力紛争における児童の関与に関する
児童の権利に関する条約の選択議定書
第1回日本政府報告
(日本語仮訳)

平成20年4月

「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約の選択議定書」政府報告
(目次)

	パラ番号
1. 序論	1-2
2. 第1条【敵対行為への児童の直接参加の禁止】	3-6
3. 第2条【児童の徴兵の禁止】	7-8
4. 第3条1【軍隊に志願する者の採用についての最低年齢の引き上げ】	9
5. 第3条2【志願する者の採用が認められる最低年齢を記載する拘束力のある宣言等】	10
6. 第3条3【志願する者の採用に関する最低保障措置の実施に関する情報】	11-18
(1) 当該採用が真に志願する者を対象とするものであること	12-14
(2) 当該採用につき当該者の父母又は法定保護者が 事情を知らされた上で同意していること	15
(3) 当該者が、軍務における任務につき十分な情報の提供を受けていること	16
(4) 当該者が、自国の軍務に服することが認められる前に、 年齢についての信頼し得る証明を提出すること	17-18
7. 第3条5【締約国の軍隊により運営され又は管理されている学校】	19-22
8. 第4条【国の軍隊と異なる武装集団による児童の採用及び使用の禁止】	23-33
(1) 武装集団による18歳未満の児童の徴集及び敵対行為への参加を犯罪化することを目的とした立法 措置	23-28
(2) 児童を武装集団による徴集や使用から保護するためのプログラムー出生登録	29-33
9. 第5条【締約国について有効な国際法との関係】	34
10. 第6条1, 2【締約国による実施措置】	35-39
(1) 国内法令の改正	35-36
(2) 議定書の実施を所管する政府部局	37

(3) 議定書の実施の監視・定期的評価に関わるメカニズム及び方法	38
(4) 議定書の普及	39

11. 第6条3【武装解除及び動員解除(又は任務からの解除)並びに精神的・身体的な回復及び社会復帰のための適当な支援に関してとった措置】	40-43
---	--------------

12. 第7条【国際協力】	44-51
----------------------	--------------

(1) 紛争の影響を受けた児童の支援に関する国際協力	44-50
----------------------------	-------

(2) 紛争下の児童の身体への影響に対処し、児童の社会的復帰を促進するためにとられた政策・プログラム、教育と職業訓練、調査研究	51
---	----

＝ 1. 序論＝

1. 我が国は、2004年8月2日に「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」（以下「議定書」という。）を批准し、2005年9月2日に我が国について発効した。議定書第8条1は、締約国に対し、締約国について議定書が効力を生じた後2年以内に、議定書の規定の実施のためにとった措置に関する包括的な情報を提供する報告を児童の権利に関する委員会に提出すると規定しており、本政府報告は、右に従い提出するものである。

2. 議定書の履行に当たっては、複数の省庁による取組み及び市民との協力が必要であり、かかる取組みの実態については各論にて紹介する。関連する主な省庁は、警察庁、法務省、外務省、厚生労働省、防衛省の他、内閣府、総務省、国土交通省等である。本政府報告の作成に当たっては、議定書の履行につき立法・施策等に関する各省庁からの報告をとりまとめるとともに、児童の権利条約の趣旨及び市民・NGOからの意見を十分に踏まえつつ作成した。

＝ 2. 第1条【敵対行為への児童の直接参加の禁止】＝

3. 議定書における「敵対行為」とは、国際的な武力紛争の一環として行われる、その性質及び目的において敵の要員及び装備等に実害を与えることを意図した行為を意味するものである。

「敵対行為」に「直接参加」とは、そのような敵対行為における行動であって、自らの行動と敵が被るであろう実害との間に直接の因果関係が存在するものを意味すると解されている。もっとも、具体的にいかなる行為がこの議定書における「敵対行為」に「直接参加」することに該当するかについては、個別具体的に判断する必要がある。

例えば、敵の要員を殺傷したり敵の装備等を破壊する行為は、「敵対行為」に「直接参加」と評価されるものと考えられる。他方、輸送、補給、衛生等の活動に従事することは、敵対行為に直接参加することとは評価されないものと考えられる。

4. 議定書における「自国の軍隊の構成員」とは、我が国については、自衛官を指すものと解されること、我が国は、自衛隊法施行規則（第25条）及び自衛隊生徒の任用等に関する訓令（第1条）に基づき、自衛官の採用につき、専ら教育訓練のみを受ける自衛官（以下「自衛隊生徒」という。）を除き、18歳以上の者から採用することとしている。

自衛隊生徒は、自衛隊の学校等において、専ら教育訓練のみを受ける自衛官であり、敵対行為に直接参加することはなく、このことについて、議定書の批准に当たり、自衛隊法施行規則（第24条第2項等関係）及び自衛隊生徒の任用等に関する訓令（第4条等関係）について所要の改正を行い明確化している。

なお、これまでに自衛隊生徒が捕虜となった事案は存在しない。

5. ○自衛隊法施行規則

（自衛官の採用時の階級）

第24条 2 三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官（以下「幹部自衛官」という。）の候補者たる自衛官は陸曹長、海曹長又は空曹長に、陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者たる自衛官は防衛大臣の定めるところにより二

等陸士、二等海士又は二等空士にそれぞれ採用するものとする。ただし、陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者たる自衛官のうち専ら教育訓練のみを受けるものは、防衛大臣の定めるところにより、三等陸士、三等海士又は三等空士にそれぞれ採用するものとする。

(年齢の範囲)

第25条 次の各号に掲げる自衛官の採用は、それぞれ当該各号に定める年齢の範囲内において防衛大臣の定める年齢の者から行うものとする。

- 一 三等陸士、三等海士又は三等空士年齢十五歳以上十八歳未満
- 二 二等陸士、二等海士又は二等空士年十八歳以上二十七歳未満
- 三 幹部自衛官の候補者たる自衛官 年齢二十二歳（防衛大臣が定める場合にあつては、十八歳以上で防衛大臣の定める年齢）以上三十歳未満

6. ○自衛隊生徒の任用等に関する訓令

(生徒が従事する業務)

第4条 生徒は、次の各号に掲げる生徒の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務に従事するものとする。

- (1) 陸上自衛隊生徒 陸曹としての資質を養うこと並びに初級陸曹として必要な通信、武器及び施設に関する知識及び技能の修得
- (2) 海上自衛隊生徒 海曹としての資質を養うこと並びに初級海曹として必要な通信、水測及び電子整備に関する知識及び技能の修得
- (3) 航空自衛隊生徒 空曹としての資質を養うこと並びに初級空曹として必要な通信、レーダー及び整備に関する知識及び技能の修得

＝ 3. 第2条【児童の徴兵の禁止】 ＝

7. 我が国には、徴兵制度は存在せず、すべて自衛官は試験ないし選考により採用されている（自衛隊法第35条第1項）。

8. ○自衛隊法 (隊員の採用)

第35条 隊員の採用は、試験によるものとする。ただし、試験以外の能力の実証に基く選考によることを妨げない。

- 2 前項の試験及び選考その他隊員の採用の方法及び手続に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

＝ 4. 第3条1【軍隊に志願する者の採用についての最低年齢の引き上げ】 ＝

9. 我が国は、自衛隊生徒を除き、18歳以上の者から自衛官を採用している。自衛隊生徒の採用の最低年齢は15歳であるが、自衛隊生徒は、自衛隊法施行令第28条の8、第33条の2及び第34条に基づき規定される部隊や機関に属する学校等において専ら教育訓練を受けるものである。したがって、当該学校等は、議定書第3条5に規定する「締約国の軍隊により運営され又は管理されている学校」に該当する。また、すべての自衛隊生徒に対して学習指導要領に即した中等教育の機会が提供されていること、課程修了後も引き続き自衛官であり続けることを法的に義務付けられているわけではなく他の職業や一般大学等への進学を選択することも可能であること、自衛隊生徒に対する体罰は服務規律違反として懲戒処分の対象となる等各自衛隊生徒の尊厳に十分な配慮が払われていること等、児童の権利に関する条約第28条及び第29条の規定の趣旨に沿ったものである。したが

って、議定書第3条5に従い、本条1に定める最低年齢を引き上げる義務の対象となる自衛官は我が国には存在していない。

なお、自衛隊生徒に関する細分化されたデータについては、下記6. を参照。

＝ 5. 第3条の2

【軍隊に志願する者の採用が認められる最低年齢を記載する拘束力のある宣言等】＝

10. 我が国は、議定書を批准するに際しての自国の軍隊に志願する者の採用が認められる最低年齢を記載する法的拘束力のある宣言として、自衛官の採用は、原則として18歳以上の者を採用しているが、専ら教育訓練のみを受ける自衛官については15歳以上17歳未満の者を自衛隊生徒として採用していることについて記載する宣言を寄託した。また、これら最低年齢の志願者の採用が、強制され又は強要されたものではないことを確保するためにとられた保障措置についての説明として、自衛隊生徒の採用についても他の自衛官と同様に、法令上、志願に基づく採用試験により行われていること等についての説明を寄託した。(宣言別添)

＝ 6. 第3条3【志願する者の採用に関する最低保障措置の実施に関する情報】＝

11. 自衛隊生徒の採用については、自衛隊法、自衛隊生徒の任用等に関する訓令等の定めるところにより、次のことを確保するための保障措置をとっている。

(1) 当該採用が真に志願する者を対象とするものであること。

12. 自衛隊生徒の採用は、志願に基づく試験により行われ(自衛隊法第35条1項、自衛隊生徒の任用等に関する訓令第5条1項)、また、何人も、隊員の採用を不正に実現する目的をもって、脅迫、強制その他これに類する方法を用いてはならないとされており(自衛隊法第39条)、自衛隊生徒の採用が強制され又は強要されたものではないことを確保するための保障措置は確保されている。

13. ○自衛隊生徒の任用等に関する訓令

第5条 生徒の採用は、採用試験による。

○自衛隊法

第39条 何人も、隊員の任用、休職、復職、退職、免職、補職、懲戒処分その他の人事に関する行為を不正に実現し、又は不正にその実現を妨げる目的をもって、金銭その他の利益を授受し、提供し、若しくはその授受を要求し、若しくは約束し、脅迫、強制その他これに類する方法を用い、又は公の地位を利用し、若しくはその利用を提供し、要求し、若しくは約束し、あるいはこれらの行為に関与してはならない。

14. 試験は、筆記試験、身体検査、口述試験及び適性検査により、合格者は、試験の日以後最初の4月上旬に、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊のそれぞれの学校等(陸上自衛隊少年工科学校、海上自衛隊第1術科学校、航空自衛隊航空教育隊生徒隊)に入校する。また、入校時に、再度身体検査を実施している。採用された自衛隊生徒の身分は、特別職国家公務員であり、給与が支給される(初任給150,200円(平成18年4月1日～))他、自衛隊生徒は、勤務期間の如何によって、退職の申出を妨げられることはなく、他の国家公務員と同様、任命権者の承認により退職する。

(2) 当該採用につき当該者の父母又は法定保護者が事情を知らされた上で同意していること。

15. 自衛隊生徒の募集広報においては、中学校在校生については、保護者の了解を得て、また、既卒者についても、その年齢を考慮し、保護者の了解を得て行うよう通達を行った。また、口述試験時においても、「保護者の賛

否」について、試験官が確認を行うよう通達を行った。さらに、入校に先立ち、本人及び保護者の署名及び押印のある「採用承諾（辞退）書」の提出を求めており、本人の同意及び保護者の承諾なしに18歳未満の者が入校・入隊することはない。

（3）当該者が、軍務における任務につき十分な情報の提供を受けていること。

16. 自衛隊生徒の募集広報に当たっては、「自衛隊生徒募集案内」及び「自衛隊生徒募集要項」を作成し、自衛隊生徒の志願者やその保護者等に対し、自衛隊生徒制度が自衛隊の装備を扱うための専門技術者を養成する制度であることや、その教育内容、待遇、課程修了後の要員区分及び具体的な仕事内容等に関する情報提供を行うとともに、必要に応じ、地方協力本部の広報官が、直接、説明を行うなど、十分な情報提供を行っている。

（4）当該者が、自国の軍務に服することが認められる前に、年齢についての信頼し得る証明を提出すること。

17. 自衛隊生徒を採用するときは、あらかじめ、生年月日を証明する公的な書類（戸籍謄本等）により確認し、15歳未満の者を誤って採用することを防止している（自衛隊生徒の任用等に関する訓令第5条の2第3項）。なお、入隊後上記書類等により受験資格を有しないことが判明した場合は、採用決定は無効となる。

18. ○自衛隊生徒の任用等に関する訓令

（採用）

第5条 2 (1) 試験の日以後における最初の4月1日において年齢15歳以上17歳未満の者

第5条の2 生徒を採用する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認しなければならない。

(3) 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書により前条第2項第1号に該当することが証明されていること

＝ 7. 第3条5【締約国の軍隊により運営され又は管理されている学校】 ＝

19. 自衛隊生徒は、専ら教育訓練のみに従事する自衛官として、15歳以上17歳未満の男子を採用しており、自衛隊生徒が教育訓練を受ける自衛隊の学校等は、上記4. で述べたとおり、議定書第3条5項に規定する「締約国の軍隊により運営され又は管理されている学校」に該当し、また、児童の権利条約第28条及び第29条の規定の趣旨に沿った教育が行われている。

20. 18歳未満の自衛隊生徒が教育訓練を受ける自衛隊の学校等の数は8、自衛隊生徒の教育訓練課程は陸上・海上・航空自衛隊においてそれぞれ設置している。また、カリキュラムにおいて、一般の高等学校学習指導要領に定められている内容の教育と自衛官として必要な防衛教養、各種技術の基礎等の教育の割合は概ね1：1、教育の時間は年間概ね1700時間であり、3年修了時には、高等学校の卒業資格を取得する。

なお、当該学校等において人権及び人道に係る教育も実施している。

21. 近年の採用者数は、平成14年度には、陸上自衛隊271名、海上自衛隊76名、航空自衛隊64名、計411名、平成15年度には、陸上自衛隊285名、海上自衛隊54名、航空自衛隊55名、計394名、平成16年度には、陸上自衛隊287名、海上自衛隊71名、航空自衛隊64名、計422名となっている。平成17年末時点における年齢別の人数は、陸上自衛隊15歳39名、16歳250名、17歳268名、18歳262名、19歳184名、20歳21名、海上自衛隊15歳10名、16歳51名、17歳71名、18歳53名、19歳38名、20歳8名、航空自衛隊15歳9名、16歳56名、17歳39名、18歳52名、19歳30

名、20歳46名となっている。

22. また、上記5. で述べたとおり、自衛隊生徒は、勤務期間の如何によって、退職の申出を妨げられることはない。

＝ 8. 第4条【国の軍隊と異なる武装集団による児童の採用及び使用の禁止】 ＝

(1) 武装集団による18歳未満の児童の徴集及び敵対行為への参加を犯罪化することを目的とした立法措置

23. 我が国においては、児童福祉法により児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的で児童を支配下に置く行為が犯罪化されており、更に、労働基準法においても満18歳に満たない者を労働基準法上の労働者として有害危険業務（火薬、爆薬等の取扱いを含む。）に従事させることが禁止されている。したがって、国の軍隊と異なる武装集団による18歳未満の者の採用及び使用を禁止し並びにこれらの行為を犯罪とするために必要な法的措置を含め、かかる採用及び使用を防止するためのすべての実行可能な措置がとられている。

24. また、我が国においては、刑法の各種規定、爆発物取締罰則、火薬類取締法、鉄砲刀剣類等所持取締法、破壊活動防止法等、様々な形での刑罰法規及び行政処分により、「国の軍隊と異なる武装集団」の行為（単なる武器の保有も含む。）に対する刑罰・行政処分が確保されている。この意味でも、我が国においては、かかる組織による児童の採用・使用を未然に防止するための法的措置がとられているとすることができる。

25. なお、以上については、全体として、我が国の警察及びその他の関係機関、更には、必要に応じて自衛隊により、その執行を担保することとなる。

26. ○児童福祉法

第34条

① 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

九 児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもって、これを自己の支配下に置く行為

27. ○労働基準法

第62条 ①使用者は、満18才に満たない者に、運転中の機会若しくは動力電動装置の危険な部分の掃除、注油、検査若しくは修繕をさせ、運転中の機械若しくは動力電動装置にベルト若しくはロープの取付け若しくは取りはずしをさせ、動力によるクレーンの運転をさせ、その他厚生労働省令で定める危険な業務に就かせ、又は厚生労働省令で定める重量物を取り扱う業務に就かせてはならない。

②使用者は、満18才に満たない者を、毒劇薬、毒劇物その他有害な原料若しくは材料又は爆発性、発火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取り扱う業務、著しくじんあい若しくは粉末を飛散し、若しくは有害ガス若しくは有害放射線を発散する場所又は高温若しくは高圧の場所における業務その他安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務に就かせてはならない。

③前項に規定する業務の範囲は、厚生労働省令で定める。

28. ○刑法

第77条 ①国の統治機構を破壊し、又はその領土において国権を排除して権力を行使し、その他憲法の定める当地の基本秩序を壊乱することを目的として暴動をした者は、内乱の罪とし、次の区別に従って処断する。

一 首謀者は、死刑又は無期禁錮に処する。

二 謀議に参与し、又は群衆を指揮した者は無期又は3年以上の禁錮に処し、その他諸般の職務に従事した者は1年以上10年以下の禁錮に処する。

三 付和随し、その他単に暴動に参加した者は、3年以下の禁錮に処する。

②前項の罪の未遂は、罰する。ただし、同項第3号に規定する者については、この限りでない。

第78条 内乱の予備又は陰謀をした者は、1年以上10年以下の禁錮に処する。

第79条 兵器、資金若しくは食糧を供給し、又はその他の行為により、前2条の罪を幫助した者は、7年以下の禁錮に処する。

第93条 外国に対して私的に戦闘行為をする目的で、その予備又は陰謀をした者は、3月以上5年以下の禁錮に処する。ただし、自首した者は、その刑を免除する。

第201条 第199条の罪を犯す目的で、その予備をした者は、2年以下の懲役に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第208条の3① 2人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って集合した者は、2年以下の懲役又は30万以下の罰金に処する。

②前項の場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って人を集合させた者は、3年以下の懲役に処する。

(2) 児童を武装集団による徴集や使用から保護するためのプログラムー出生登録

29. 我が国における出生登録は、出生届を市町村長に提出することにより行うこととされている（戸籍法第49条）。

30. 出生届は、出生の日から14日以内にしなければならず（戸籍法第49条）、第1次的に父又は母に対して届出義務を課し、これらの者が届出をすることができない場合には、2次的に①同居者、②出産に立ち会った医師、助産婦又はその他の者の順に届出義務を課している。さらにこれらの届出義務者が届出をすることができない場合には、その者以外の法定代理人も届出をすることができる（同法第52条）。これらの出生届によって、日本国民たる子は戸籍に記載されることになる。

31. また、届出を怠った者があることを知った場合には市町村長は当該者に催告をし、その後においても届出しない場合又は届出ができない場合には、市町村長が職権で戸籍に記載する（同第44条）。

32. さらに、正当な理由がなくこの期間内に届出をしない者は、3万円以下の過料に処せられることとなっている（同法第120条）。

33. なお、外国人であっても、日本国内で出生した場合には戸籍法が適用され、上記届出義務が生じる。

= 9. 第5条【締約国について有効な国際法との関係】 =

34. 議定書は、敵対行為への直接参加、強制的な徴集の禁止、採用についての最低年齢の引き上げといった事項については、現時点で児童の権利の実現に最も貢献している国際条約であると考えられる。他方、武力紛争における児童の保護という観点からは、これまでも戦争被害者保護に関するジュネーヴ諸条約等において児童の保護の必要性が規定されてきているところである。なお、我が国はジュネーヴ諸条約、第1追加議定書（2004年8月31日加入）及び第2追加議定書（2004年8月31日加入）をそれぞれ締結している。

= 10. 第6条1, 2【締約国による実施措置】 =

(1) 国内法令の改正

35. 我が国は、既存の国内法令により議定書の全ての条項を実施することが可能であり、議定書の批准のために

は、新たな立法措置及び予算措置を必要としなかった。

36. なお、「18歳未満の自国の軍隊の構成員が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる」との議定書第1条に定める締約国の義務を履行することを明確にするため、上記2. で述べたとおり、自衛隊法施行規則及び自衛隊生徒の任用等に関する訓令について所要の改正を行い、地方協力本部の広報官を含めた全ての自衛隊員に対して周知しているところである。

(2) 議定書の実施を所管する政府部局

37. 我が国が締結した条約その他の国際約束の実施につき責任を負う国家機関は行政権の属する内閣であり、その実施は、内閣の統括の下に、関係行政機関により当該行政機関の設置法その他の法律（法律に基づく命令を含む。）に従って行われる。政府としては、警察庁、法務省、外務省、防衛省を始め、関係行政機関相互間において緊密な連絡を図りながら、議定書の実施措置を講じている。

(3) 議定書の実施の監視・定期的評価に関わるメカニズム及び方法

38. 議定書の国内履行状況の定期評価は、各締約国が条約上の義務（議定書第8条）に基づいて児童の権利委員会に提出する議定書の実施状況に関する政府報告の作成・提出の過程においてなしている。

(4) 議定書の普及

39. 議定書につき、外務省は、外務省ホームページに条文を掲載している他、2004年10月に内閣府政府広報室広報誌（約200万部）に同選択議定書に関する記事を掲載し、2005年1月には外務省広報誌（約3400団体に配布）に同様の記事を掲載して広報を行った。また、2005年3月に、児童の権利に関する条約に加えて議定書及び「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」の条文（原文及び日本語仮訳）を掲載したリーフレットを2万部作成し関係方面に配布し、議定書の内容の普及に努めている。

＝ 11. 第6条3【武装解除及び動員解除（又は任務からの解除）並びに精神的・身体的な回復及び社会復帰のための適当な支援に関してとった措置】 ＝

40. 上記2. で述べたとおり、自衛隊生徒を敵対行為に直接参加させることはなく、自衛隊生徒を除き、自衛官は18歳以上の者から採用している。また、上記5. で述べたとおり、15歳未満の者が自衛隊生徒として採用されることはない。

41. また、上記7. で述べたとおり、国の軍隊と異なる武装集団が児童を採用し又は敵対行為に使用する行為は、児童福祉法の関連規定による処罰対象であり、また、我が国における様々な刑罰法規にかんがみれば、国の軍隊と異なる武装集団の行為に対する刑罰・行政処分が確保されていて、かかる児童の採用・使用を未然に防止するための法的措置がとられている。これらについて、全体としてその執行を担保することを通じ、児童の解放を確保することが可能である。

42. 我が国においては、上記で述べたとおり、児童は軍隊に加わることはなく、かつ、児童が武装集団に加わることは防止されている。なお、我が国において、児童が犯罪を犯した場合、児童が14歳未満の時は、我が国の刑法が14歳未満の者の行為は罰しない旨定めていることから、原則として、児童福祉法に基づく措置がとられることとなっている。児童が14歳以上の時は、少年法等により成人（20歳以上の者）とは異なる手続を定め又は措置を講ずることにより、その年齢を考慮し、将来社会において建設的な役割を担うことを促進するものとしてい

る（詳細については、児童の権利に関する条約第1回及び第2回政府報告書参照）。

43. 本件に関する国際協力については下記12. を参照。

＝ 12. 第7条【国際協力】 ＝

（1）紛争の影響を受けた児童の支援に関する国際協力

44. 我が国はこれまで、武力紛争における児童の権利・福祉の保護・向上のため、又は、難民や国内避難民の児童等、武装集団による徴集の危険性の高い児童の保護のため、以下のような支援を行ってきている。

45. 我が国の関係国際機関に対する拠出（2006年3月31日現在）

・ UNICEF

2004年及び2005年の我が国のUNICEFに対する拠出総額はそれぞれ155,605,000ドル、184,138,000ドルである。

・ UNHCR

2004年及び2005年の我が国のUNHCRに対する拠出総額はそれぞれ81,751,782ドル、94,518,948ドルである。

・ WFP

2004年及び2005年の我が国のWFPに対する拠出総額はそれぞれ135,729,626ドル、160,528,867ドルである。

・ IOM

2004年及び2005年の我が国のIOM国内避難民に対する拠出支援総額はそれぞれ27,000,000ドル、5,633,641ドルである。

・ ICRC

2004年及び2005年の我が国のICRCに対する拠出総額はそれぞれ10,518,000スイスフラン、13,590,000スイスフランである。

●具体的な支援プロジェクトの例（※以下は、2004年度及び2005年度における主な例である）

46. （国際機関を通じた支援）

・ イラク：

2004年5月 イラク初等中等教育強化計画及び南部衛生施設整備計画（UNICEF） 約53,500,000ドル

・ スーダン：

2004年10月 ダルフール被災民に対する水・衛生支援（UNICEF） 約2,500,000ドル

チャド（スーダン難民支援）（UNICEF） 約1,000,000ドル

ダルフールにおける紛争犠牲者に対する保健医療支援計画（ICRC） 約2,000,000ドル

ダルフールにおける国内避難民支援（生活物資配布、移転支援等）（IOM）
約2,000,000ドル

2005年3月 スーダン南部地域における地雷対策支援（地雷・不発弾の調査・除去及び地雷回避教育）
（UNMAS） 約7,000,000ドル

2005年9月 南スーダンの紛争の影響を受けた児童の支援（UNICEF） 約8,600,000ドル
帰還民の一次休息所の設営、弱者、病人の移送等（IOM） 約4,600,000ドル
帰還民の一次休息所の設営、保護、カウンセリング、地雷回避教育等（UNHCR）
約8,900,000ドル

2006年2月 南部スーダン教育病院支援（緊急無償）（ICRC） 約2,000,000ドル

2005年度 暫定的武装解除・動員解除・社会復帰プログラム（UNDP） 約6,900,000ドル

・アフガニスタン

2004年度 アフガニスタン新生計画に対する支援計画 (UNDP) 約 27,300,000 ドル

・パレスチナ :

2004年 「Children's Recreational and Cultural Support Programme」
 (インテリファダ後の紛争・暴力の影響により、心的外傷後ストレス障害 (PTSD)
 を持つ子供のケア等を目的とした子供のためのレクリエーション・カルチャー支援事業) (UNRWA)
 約 100,000 ドル

・シエラレオネ :

2005年3月 開発のための武器回収計画 (UNDP) 約 1,900,000 ドル
 2005年3月 紛争後のコミュニティ再建 (水と衛生・教育・保健) (UNICEF) 約 4,730,000 ドル
 2006年2月 紛争被害地域のコミュニティ開発 約 2,110,000 ドル
 2006年3月 小型武器回収及びコミュニティベース促進 (UNDP) 約 1,600,000 ドル

・ルワンダ :

2005年3月 水・衛生、保健施設等の改善、親への指導等 (UNICEF) 約 1,360,000 ドル

・ウガンダ :

2005年3月 保健・栄養改善、給水・衛生、児童保護、物資供与 (UNICEF) 約 9,300,000 ドル

・ブルンジ :

2005年2月 帰還難民支援 (UNHCR) 約 370 万ドル
 2005年3月 教室建設 (UNHCR) 約 1,600,000 ドル
 2006年2月 紛争被災民の社会復帰・経済的自立支援プロジェクト (UNDP) 約 1,000,000 ドル
 2006年2月 紛争後の教育支援 (UNICEF) 約 7,300,000 ドル

・コンゴ(民)

2006年2月 平和構築のための教育及び児童保護支援 (UNICEF) 10,951,875 ドル

・大湖地域 (ブルンジ、コンゴ(民)、ルワンダ、ウガンダ)

2006年3月 大湖地域元児童兵社会復帰支援プログラム (UNDP, AU) 約 2億3,400 万円

・リベリア :

2005年3月 リベリアにおける帰還民過密地区における平和構築・和解の支援のための
 地域に基礎をおく再統合計画 (UNHCR) 3,000,000 ドル
 2006年2月 元児童兵等の社会復帰及び紛争後のコミュニティ支援 (UNICEF) 6,783,531 ドル
 2006年2月 紛争避難民再定住のためのコミュニティ支援 (UNHCR) 約 2,150,000 ドル
 2006年3月 小型武器回収及びコミュニティベースの開発促進計画 (UNDP) 約 1,990,000 ドル

47. (主な二国間支援)

・アフガニスタン :

2004年度 学校建設計画 約 6,150,000 ドル

2005年度 学校建設計画 約 9,600,000 ドル

48. (人間の安全保障基金を通じた支援)

・ <u>コンゴ（民）</u>		
2005年9月	女児の発育と教育プロジェクト（UNICEF）	1,063,824 ドル
・ <u>コロンビア</u>		
2004年5月	国内避難民コミュニティに対する支援（UNHCR）	1,100,550 ドル
・ <u>ブルンジ</u>		
2004年10月	国内避難民及び帰還難民に対する支援（FAO）	998,942 ドル
・ <u>アフガニスタン</u>		
2005年10月	学校インフラ改善のための支援（WFP）	2,725,391 ドル
・ <u>コンゴ（共）</u>		
2005年9月	旧兵士の社会復帰・コミュニティ復興支援（UNDP）	1,047,629 ドル
・ <u>ロシア・チェチェン共和国</u>		
2006年3月	チェチェンの児童・教師に対する統合的リハビリに係わるキャパシティ・ビルディング・プロジェクト（UNESCO, WHO）	977,874 ドル

49. （草の根・人間の安全保障無償）

また、我が国は、草の根・人間の安全保障無償を活用して、学校支援案件等児童に深く関わる案件として平成16年度は243件（22.34億円）、平成17年度は69件（6.81億円）を実施・決定した。例えば、2005年3月に、コロンビアのバジェ大学病院に対し、対人地雷被害者、紛争被害者のためのリハビリテーションセンター整備計画のため、約64万ドルの資金協力をを行った。

50. （我が国 NGO 支援）

・アフガニスタン

2005年6月 （特活）ジェン 「パルワン州帰還民総合支援事業」（日本NGO支援無償資金協力）96,896,674 円

2005年9月 （社）シャンティ国際ボランティア会 「ナンガルハール県における小学校建設計画」（日本NGO支援無償資金協力）20,242,291 円

2005年11月 （社）シャンティ国際ボランティア会 「ナンガルハール県における初等教育改善事業」（日本NGO支援無償資金協力）6,229,112 円

・イラク

2005年11月 （特活）ジェン「バグダッド市内の小・中学校の応急修復事業」（ジャパン・プラットフォーム通じた無償資金協力）177,303,540 円

・スーダン

2005年4月 （社）セーブ・ザ・チルドレン 「西ダルフル州における緊急水と衛生事業および緊急教育事業」（ジャパン・プラットフォームを通じた無償資金協力）76,405,000 円

（2）紛争下の児童の身体への影響に対処し、児童の社会的復帰を促進するためにとられた政策・プログラム、教育と職業訓練、調査研究

51. 我が国は、2001年、世界の元児童兵の社会復帰のための取組みを支援・促進するため、世界各地における状況、問題点及び今後の課題に関する委託調査を実施し、その結果を外務省HP（英文）に掲載している。

（以上）

武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書
第三条2に則り、日本国政府は以下を宣言する。

我が国は、法令により、自衛隊の組織の一部である学校（本選択議定書第三条5に規定する学校に該当する。）において専ら教育訓練のみを受ける自衛官（以下「自衛隊生徒」という。）を除き、十八歳以上の者から自衛官を採用することとしている。

また、我が国は、自衛隊生徒の採用の最低年齢を、十五歳としている。
我が国において自衛隊生徒の採用が強制され又は強要されたものではないことを確保するための保障措置は、以下のとおりである。

1 自衛隊生徒を含む自衛隊員の採用に当たっては、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の定めるところにより、試験又は選考によるものとされており、何人も、隊員の採用を不正に実現する目的をもって、脅迫、強制その他これに類する方法を用いてはならないとされている。

2 また、自衛隊生徒を採用する場合は、自衛隊生徒の任用等に関する訓令（昭和三十年防衛庁訓令第五十一号）により、あらかじめ次に掲げる事項を

確認しなければならぬこととされている。

- (1) 自衛隊生徒に採用されることについて、親権を行う者又は未成年後見人が同意していること。
- (2) 自衛隊生徒に採用を予定されている者が自衛隊生徒が従事する業務について十分な情報の提供を受けていること。
- (3) 自衛隊生徒の年齢が十五歳以上であることが証明書により証明されていること。

その証拠として、本大臣は、この書に署名調印した。

平成十六年七月三十日

日本国外務大臣

川口順子

